

第2．無権代理

1．無権代理総説

(1) 意義

代理行為成立の要件のうち、代理権（又は代理権の範囲内の行為）だけを欠き、他のものを備えている行為

(2) 効果

本人に効果帰属しない（113）
無権代理人の責任が発生（117）

2．無権代理人の責任

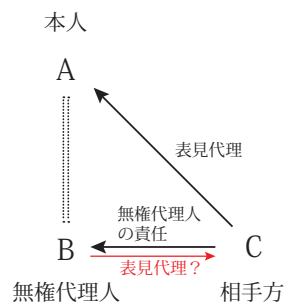
(1) 要件

- ①「他人の代理人として契約をした」（117 I）
- ②「自己の代理権を証明したとき」でないこと（117 I）
- ③「本人の追認を得たとき」でないこと（117 I）
- ④「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき」でないこと（117 II①）
- ⑤「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき」でないこと（117 II②本文）
又は「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき」であっても「他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたとき」（117 II②ただし書）
- ⑥「他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき」でないこと（117 II③）
「過失」（117 II②本文）には軽過失も含む（最判昭 62.7.7）

(2) 効果

履行 or 損害賠償責任を相手方が選択できる

論点 表見代理と無権代理の関係



- 問題 点：表見代理が成立する場合、相手方は無権代理人の責任を選択して主張することができるか
- 規範 範：表見代理が成立しないことは無権代理人の責任を追及するための要件ではない

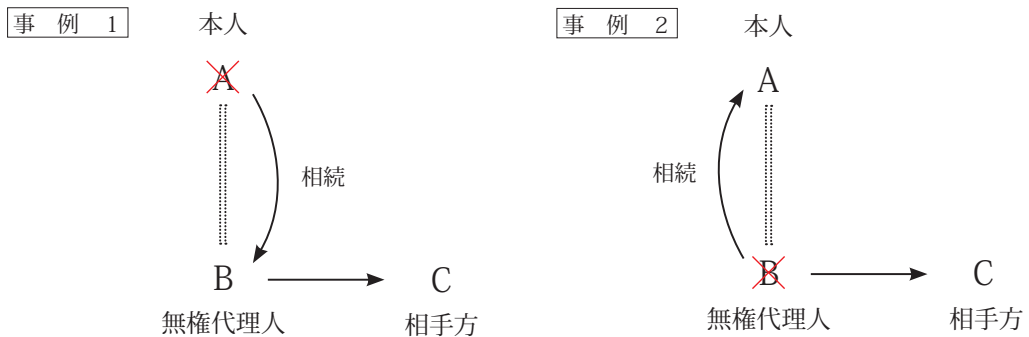
また、表見代理は無権代理人の責任逃れのための制度ではない
したがって、相手方は、無権代理人の責任を選択して主張することができる

3. 無権代理における相手方保護の制度

- (1) 表見代理（109, 110, 112）
- (2) 追認（116）→相手方の催告権（114）
 - ア 追認すると代理行為が遡及的に有効になる（有権代理になる）
 - イ 確答をしない場合には、追認を拒絶したものとみなされる
- (3) 無権代理人の責任（117）
- (4) 相手方の取消権（115）

論点 無権代理と相続

✓ 本論点では表見代理の適用はないものとする



I 事例 1

事例 1：父 A の土地を、息子 B が勝手に A の代理人として C に売却した後、A が死亡し B が相続した

問題点：本人の地位と無権代理人の地位が同一人に帰属（882, 887 I, 896 I）したことによって、それぞれの地位はどのような関係に立つのか

規範：相続という事情で偶然に相手方が利する結果は妥当でない

したがって、本人の地位と無権代理人の地位は融合することなく併存すると解する

そうすると、無権代理人は、本人の地位をもって追認を拒絶することが考えられる（113 II 本文）

しかし、有権代理であるとの前提のもと法律行為を行った者があとから無権代理であると主張することは禁反言の法理に反するというべきである

したがって、無権代理人が本人を相続した場合、追認拒絶をすることは信義則（1 II）に反して許されず、追認を強制させられると解する

II 事例2

事例 2：父Aの土地を，息子Bが勝手にAの代理人としてCに売却した後，Bが死亡しAが相続した

問題 点：本人の地位と無権代理人の地位が同一人に帰属（882, 889 I ①本文, 896 I）したことによって，それぞれの地位はどのような関係に立つのか

規範：相続という事情で偶然に相手方が利する結果は妥当でない

したがって，本人の地位と無権代理人の地位は融合することなく併存すると解する

そうすると，本人の地位をもって追認を拒絶することができる（113 II 本文）

一方，本人は，無権代理人の責任も負いうる

その際，追認拒絶ができるとした意味を失わせるべきでないから，「履行」責任までは追わないと解する

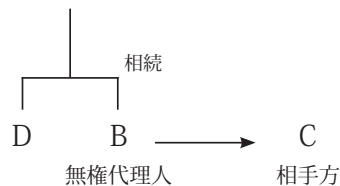
論点 無権代理と共同相続

I 無権代理人が本人の地位を共同相続した場合

事例 例：父Aの土地を息子Bが勝手にAの代理人としてCに売却した後，Aが死亡しBが共同相続した

本人

~~A~~



問題 点：本人の地位と無権代理人の地位は併存すると解するところ，無権代理人が本人を相続したのと同様の状況であるため，追認拒絶できないのではないか

規範：追認権は，性質上共同相続人全員に不可分に帰属しており，分割行使できない

したがって，無権代理人たる相続人の持分について当然に追認したことにはならないと解する

II 無権代理人の地位と本人の地位の両者を相続した場合

事例 1：Aの息子Bが，代理権がないのにAの代理人としてA所有の土地を売却した。その後Bが死亡したため，AとAの妻Cが相続したが，更にAも死亡したため，CがAを単独相続した

事例 2：Aの息子Bが，代理権がないのにAの代理人としてA所有の土地を売却した。その後Aが死亡したため，BとAの妻Cが相続したが，更にBも死亡したため，CがBを単独相続した